

# 所得税の還付申告 大和税務署で受付中

大和税務署 (☎262・9411)

大和税務署では、給与所得者や年金受給者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方を対象に、還付申告を受け付けています。

※確定申告期間中(2月16日頃〜3月15日頃)は大変混雑しますので、お早めに。

## ①医療費控除

本人または家族の病気の治療や、出産などで支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額

## 国税庁HP・e-Tax ご活用を

税務署では、納税者本人が確定申告書を作成(作成)する「自書申告」を推進しています。次の方法による便利な申告書作成・提出方法があります。国税庁ホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、申告書の作成(検算も可)ができます。また、印刷した申告書はそのまま提出できます。詳しくは、同ホームページ(HP)http://www.nta.go.jpを参照してください。

また、国税電子申告・納税システム(e-Tax) 9411。同税務署(☎262・9411)。

## 所得税・消費税・贈与税 申告書提出は大和税務署へ

▽申告期間 【所得税】2月16日頃〜3月15日頃 【消費税(個人事業者)】3月31日頃まで 【贈与税】

では、これまで書面で行っていた申告・届け出が、インターネットを利用して行うことができます。

同システム利用には次の利点があります。

- ①平成21年分の所得税額から最高5000円の税額控除を受けることができる(19年分または20年分で本控除の適用を受けた方は除く)
- ②源泉徴収票など添付書類の提出が省略可
- ③還付金がある場合、給付の時期が早まる
- ④現金自動預払機(ATM)やインターネットバンキングなどを利用した納税ができる。

※詳しくは大和税務署へお問い合わせください。

②住宅借入金等特別控除  
住宅ローンなどを利用した住宅の購入や、増改築などをした場合は、一定の要件を満たしたときは、住宅借入金等の年末残高に同じ額が所得税額から控除されます。

税理士の無料申告相談  
税理士会大和支部では、小規模納税者および年金・給与所得者の方を対象に、所得税(土地・建物および株式などの譲渡所得を除く)の申告相談を受け付けています。

確定申告書の作成指導  
=2月1日〜3日、市役所で=  
市民税課(☎235・8594)

## 市・県民税の 住宅ローン控除が拡充

平成21年から25年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除) ※特定増改築等を除く)の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市・県民税の所得割から控除できます。

▽提出方法 申告書などは、直接または郵送で大和税務署(〒242・8567 大和市中5-14-22)へ。

※閉署日と開署時間外に提出する場合は、税務署入口に設置の「時間外文書収受箱」に投かんしてください。市役所への郵送による提出や、申告期間以外の提出はできませんのでご注意ください。

大和税務署では、申告期間中の土日は業務を行っていませんが、2月21日(28日)のみ、申告相談と申告書の受け付けを行います(両日とも電話相談は行いません)。

30分まで。受け付けが20人を超えた場合は午後15時30分まで。 ※混雑時は時間変更・入場制限あり  
▽会場 市役所401会議室  
▽持ち物 下表参照  
◆ご注意ください  
市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得(土地・建物および株式など)のある方、申告分離課税選択の株式配当所得のある方、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告や青色申告の相談は行いません。所得税の住宅借入金等特別控除の申告

- 確定申告書作成指導に持参するもの  
① 印鑑  
② 源泉徴収票(原本)  
③ 社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書の添付が必要)  
④ 生命・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)  
⑤ 医療費控除の場合 領収書(あらかじめ合計額を計算してください)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた金額の分かるもの  
⑥ 申告者自身の金融機関口座番号  
⑦ 申告書が郵送された方は、その用紙  
⑧ 筆記用具、計算用具

同控除の確定申告を行ってください。なお、11年から18年までの間に入居し、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済み、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がある方は、市への申告は不要となりました。

平均課税の適用、課税山林所得・課税退職所得等がある場合、従来の制度で算出した控除額の方が有利な場合があります。直接、市民税課へお問い合わせください。

市民税課(☎235・8594)。

## ●市・県民税の住宅ローン控除制度の変更点

年 度	旧制度(平成20・21年度)	新制度(平成22年度以降)
対 象 者	平成11年~18年に入居した方	平成11年~18年または21年~25年に入居した方
控除の考え方	国から地方への税源移譲によって所得税が減ったため、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合に市・県民税(所得割)から控除する	所得税から住宅ローン控除を差し引いて控除しきれなかった額がある場合に、市・県民税(所得割)から控除する
控除限度額	97,500円	97,500円
申 告	市・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が必要	原則、申告不要

※平成19・20年に入居した方は、税源移譲による所得税の減額に対応した所得税の住宅ローン控除制度となっているため、特例としての市・県民税の住宅ローン控除はありません

## ●住宅ローン控除が受けられる方の源泉徴収票(例)

支 払 受 け 者		氏 名	
種 別		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	
給与・賞与	0	給与所得控除後の金額	180,200
控除対象配偶者の有無	あり	所得控除の額の合計額	180,200
控除の対象	配偶者特別控除	源泉徴収税額	0
控除の額	215,000		
居住開始年月日	平成18年12月12日		

◎源泉徴収票のここをチェック  
①源泉徴収税額(所得税の金額)が0円  
②住宅借入金等特別控除の額(所得税の住宅ローン控除)に記載がある  
③住宅借入金等特別控除可能額が②より大きい額である  
④居住開始年月日の記載がある(平成11年~18年または21年~25年)

